

## IV 変更の届出について

(用語の定義)

大店法：「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号)

大規模小売店舗：店舗面積が基準面積(千㎡)を超える店舗

既存店：立地法施行時(平成12年6月1日現在)に、大店法に基づく届出を行い開店している大規模小売店舗

経過措置期間：平成12年6月1日から平成13年1月31日までの期間

経過措置期間内に開店(又は増床)する店舗：大店法に基づく届出を行い、経過措置期間内に開店又は増床を行う大規模小売店舗

生協・農協等：立地法において新たに大規模小売店舗と定義される大店法の届出を行っていない大規模小売店舗

立地法による届出を行った店舗：立地法第5条第1項(新設の届出)、第6条第2項(変更の届出)、附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する場合を含む。)(変更の届出)の届出を行った大規模小売店舗

### 1 立地法附則第5条第1項に基づく届出が必要となる事項

「既存店」、「経過措置期間に開店(又は増床)する店舗」、「生協・農協等」は、立地法施行後に次の事項について変更がある場合には全て立地法附則第5条第1項の届出が必要になります。(立地法第6条第2項のただし書き(省令で定める届出不要事項)は適用されません。)

届出を行った後は、大規模小売店舗立地法の体系に組み込まれることになり、その後の変更については省令で定める届出不要事項を除いて立地法第6条第2項に基づき変更届出を行うこととなります。

- (1) 店舗面積の合計(減少する場合も含む)：立地法第5条第1項第4号
- (2) 施設の配置に関する事項：立地法第5条第1項第5号
  - ア 駐車場の位置及び収容台数(増加する場合も含む)
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数(            "            )
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積(            "            )
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(            "            )
- (3) 施設の運営方法に関する事項：立地法第5条第1項第6号
  - ア 小売業者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻を遅くする場合、閉店時刻を早くする場合も含む)
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

《参考》省令で定める届出不要事項（附則第5条第1項の届出の際は適用されません）  
施行規則第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 二 都道府県が法第八条第四号の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
  - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
  - ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

※「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。

（例）事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更、店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等

## 2 届出が不要の変更事項

「既存店」、「経過措置期間に開店（又は増床）する店舗」、「生協・農協等」が、立地法附則第5条第1項の届出を行う前に、次の事項を変更する場合は届出不要です。

（立地法附則第5条第1項の届出を行った後に次の事項について変更が生じた場合は、立地法第6条第1項の変更届出が必要となります。）

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地：立地法第5条第1項第1号
- (2) 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名：法第5条第1項第2号

### 3 立地法の届出を行っていない大規模小売店舗の変更届出について

立地法の体系に組み込まれていない店舗（立地法附則第5条第1項の届出を行っていない大規模小売店舗）が、立地法第5条第1項に規定する届出事項を変更した場合の届出の要否については次表のとおりです。

なお、立地法第6条第5項に規定する店舗面積を基準面積（千㎡）以下とする場合の廃止届出については、立地法施行時に基準面積を超える全ての大規模小売店舗について届出が必要となります。

第5条 第1項	変更事項	既存店又は生協・農協等で、立地法附則第5条第1項の届出を行っていない店舗	立地法に基づく届出（第5条第1項、附則第5条第1項）を行った店舗
第1号 第2号 関係	1. 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	届出不要	第6条第1項の届出が必要
	2. 建物設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	届出不要	第6条第1項の届出が必要
第4号 関係	3. 店舗面積の減少（基準面積（千㎡）以下となる場合を除く）	附則第5条第1項の届出が必要	届出不要
	4. 店舗面積の増加 ----- (店舗面積の1割又は千㎡の内、小さい面積の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
	5. テナント（小売業者）の入れ替え ----- (施設の配置及び運営方法に変更がある場合)	届出不要 ----- 附則第5条第1項の届出が必要	第6条第1項の届出が必要 ----- 上記届出と、第6条第2項の届出が必要 ※注1
	6. 駐車場・駐輪場の位置、収容台数の変更 ----- (収容台数の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
第5号 関係	7. 荷さばき施設の位置、面積の変更 ----- (荷捌き施設面積の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
	8. 廃棄物等の保管施設の位置、容量の変更 ----- (廃棄物保管容量の増加)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要
第9号	9. 開店時刻及び閉店時刻の変更 ----- (開店時刻繰下げ又は閉店時刻繰上げ)	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要 ----- 届出不要

6 号 関 係	刻の繰上げ ※注2)		
	10. 駐車場を利用することができる時間帯	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要
	11. 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要
	12. 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	附則第5条第1項の届出が必要	第6条第2項の届出が必要

太字の届出にかかる変更は8ヶ月制限がかかります(法第6条第4項)。

※注1) 二つの届出を一つにまとめて届出書を作成して下さい。(詳細は中小企業支援課まで)

注2) ○開店時刻の繰下げ・・・開店時刻を遅くすること(開店時刻:9時→10時)

○閉店時刻の繰上げ・・・閉店時刻を早くすること(閉店時刻:21時→20時)

#### 4 立地法施行時における店舗面積、開店時刻、閉店時刻等について

「既存店」、「経過措置期間内に新設(又は増床)する店舗」、「生協・農協等」について立地法施行時における店舗面積、開店時刻、閉店時刻等についての考え方は次の通りです(届出を行う際の「変更前」の状態に該当します)。

##### (1) 既存店について

大店法に基づく届出を行い、立地法施行時に既に開店している既存店を設置している者は、立地法施行時の状態で小売業を行わせている限り、立地法に基づく届出を行う必要はありません。

ただし、以下の点に留意してください。

##### ア 店舗面積に係る事項

###### (ア) 立地法施行前に店舗面積が減少している場合

店舗面積の合計が大店法に基づき届出した店舗面積より減少している場合は、立地法施行時(平成12年6月1日)の店舗面積を立地法の店舗面積とします。

ただし、店舗面積の減少がテナントの退店等による一時的なものであり、当該店舗面積部分が引き続き恒常的に小売業の用に供することが確実な場合で、経過措置期間内に大店法のテナント入替えの手続きが行われれば、その減少した店舗面積を合計した分までが立地法上での店舗面積となります。

###### (イ) 立地法施行後に店舗面積が減少する場合

一時的な店舗面積の減少(テナントの入替え等によるもの)ではない店舗面積の減少については、立地法附則第5条第1項の届出を行って下さい。

###### (ウ) 立地法施行後に店舗面積が基準面積(千㎡)以下となる場合

今後基準面積(千㎡)以下で小売業を行うには、立地法に基づく廃止届出(第6条第5項)が必要となります。

※廃止届出後に再度小売業を行う店舗面積が基準面積（千㎡）を超えることとなる場合には、立地法に基づく新設の届出（第5条第1項）が必要となります。

#### イ テナント（小売業者）の入替えについて

原則として立地法第5条第1項第4号（店舗面積の合計）、第5号（施設の配置に関する事項）、第6号（施設の運営方法に関する事項）に変更がなければ届出は不要です。

#### ウ 閉店時刻の取り扱いについて

閉店時刻は、原則として大店法に基づき届出した時刻が立地法施行後も当該大規模小売店舗の閉店時刻となります。大店法の届出内容と実際の営業活動は一致していなければなりません。例えば届出の閉店時刻が22時、立地法施行時の閉店時刻が21時のような場合には立地法施行後の閉店時刻は21時となります。既得権のような考え方はできません。

また、大店法の軽微変更（年間60日以内に限り1時間までの閉店時刻の繰下げ）を行っている場合は次のとおりとなります。

##### （ア）立地法施行前に1年以上の営業実績がある場合

立地法施行前の1年間、あるいは直近の暦年又は年度における1年間の営業実績により判断します。

##### （イ）立地法施行前に1年以上の営業実績がない場合

日割り案分により、1年間の営業実績とみなします。ただし、3ヶ月以上の営業実績が必要です。

#### エ 開店時刻について

開店時刻は原則として立地法施行前の1年間の実績を元に、実際に開店している時刻を基本とします。ただし立地法施行までに営業期間が1年を経過していない場合には、営業した期間の状況から1年間同じ状況で営業を続けた場合を類推することになります。また、開店時刻が時期によって異なる場合には、開店時刻の異なる日数が年間60日を超えるかどうかで判断します。

（例）通常10時で年間70日が9時の場合 → 「9時」

通常10時で年間40日が9時の場合 → 「10時（ただし年60日は9時）」

## （2）生協・農協等について

#### ア 店舗面積について

立地法施行時（平成12年6月1日）の実際の店舗面積が立地法上の店舗面積となります。

#### イ 閉店時刻について

閉店時刻は、大店法に基づく既存店と同様な扱いとなり、立地法施行時の実際の閉店時刻が立地法上の閉店時刻となります。

時期によって閉店時刻が異なる場合は次のとおりとします。

##### （ア）立地法施行前に1年以上の営業実績がある場合

立地法施行前の1年間、あるいは直近の暦年又は年度における1年間の営業実績により判断します。

(イ) 立地法施行前に1年以上の営業実績がない場合

実際の営業期間における営業実績から1年間そのペースで営業を続けた場合の状況を類推します。

(ウ) 閉店時刻の変更があり、その時点から1年が経過していない場合

その期間における状況から、1年間そのペースで営業を続けた場合の状況を類推します。

(エ) 時期により閉店時刻が異なる場合

閉店時刻の異なる日数が年間60日を超えるかどうかで判断します。

通常21時で年間70日が22時の場合 → 「22時」

通常21時で年間40日が22時の場合 → 「21時（ただし年60日は22時）」

ウ 開店時刻について

閉店時刻と同様の考え方になります。

**注意!!**

開店時刻及び閉店時刻について、「既存店」、「生協・農協等」が、立地法施行前の実績をもとに申告を行う場合には、営業実績を記録した書類等を届出書に添付する必要があります。